

参考3 国 法令・通達等

- 1 農業機械化促進法 (抄) ······ 参考3-1
- 2 農業機械化促進法施行令 (抄) ······ 参考3-9
- 3 農業機械化促進法施行規則 (抄) ······ 参考3-11
- 1 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針
··· 参考3-14
- 5 特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱いについて
(ガイドライン) (抄) ···· 参考3-32
- 6 補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について ··· 参考3-42
- 7 農業用機械施設補助の整理合理化について ······ 参考3-44
- 8 農業用機械施設の補助対象範囲の基準について ······ 参考3-45
- 9 農業機械整備施設設置基準 ······ 参考3-59

農業機械化促進法（昭和二十八年八月二十七日法律第二百五十二号）（抄）

最終改正：平成一八年三月三一日法律第二六号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、農業機械化を促進するため、高性能農業機械等の計画的な試験研究、実用化の促進及び導入に関する措置、農機具の検査に関する制度、農機具についての試験研究体制の整備その他必要な資金の確保等の措置について定めて農機具の改良普及に資し、もつて農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「農機具」とは、耕うん整地、は種、肥培管理、有害動植物の防除、家畜又は家きんの飼養管理、収穫、調製加工その他農作業（これに附隨する作業を含む。以下同じ。）を効率的に行うために必要な機械器具（その附属品及び部品を含む。）をいう。

- 2 この法律において「農業機械化」とは、動力又は畜力を利用する優良な農機具を効果的に導入して農業の生産技術を高度化することをいう。
- 3 この法律において、「高性能農業機械」とは、農作業の効率化又は農作業における身体の負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、農業経営の改善に寄与する農業機械をいう。
- 4 この法律において、「農業機械化適応農業資材」とは、肥料、農薬その他の農業資材のうち政令で定めるものであつて、農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有することによって農業機械化の促進に寄与すると認められるものをいう。
- 5 この法律において、「高性能農業機械等」とは、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材をいう。

（農業機械化を促進する義務）

第三条 国又は都道府県は、この法律で定めるものの外、農業機械化のための研修、指導、試験研究及び農機具の導入事業その他農業機械化の促進に有効な事項については、これを積極的に行わなければならない。

- 2 国又は都道府県は、農業機械化の促進に有効な事項を行なうに当たつては、農業者の自主的な努力を助長し、これを補完して農業構造の改善に資することとなるように配意しなければならない。

（融資）

第四条 国は、農業を営む者が農機具を導入し又は農業を営む者が組織する営利を目的としない法人がこれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする資金につき、長期且つ低利の資金を確保するよう必要な措置を講じなければならない。

（国の援助）

第五条 国は、都道府県に対し、その農業機械化のための研修、指導、試験研究及び農機具の導入事業その他農業機械化の促進に有効な事項の実施につき、経費の補助その他適切な援助を行なうよう努めるものとする。

- 第二章 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入
(高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針)
- 第五条の二 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項
 - 二 高性能農業機械実用化促進事業（研究機構が行う高性能農業機械の開発に関する試験研究の成果の実用化を促進するために必要な技術の確立並びに当該技術に係る設備及び情報の提供を行う事業をいう。以下同じ。）の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項
 - 三 特定高性能農業機械（高性能農業機械のうち農業経営の改善のために計画的に導入を促進する必要がある農業機械で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の種類ごとの導入に関する目標及びその導入を効果的に行うために必要な条件に関する事項
 - 四 その他高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関し必要な事項
- 3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、第二項第二号に掲げる事項について経済産業大臣に協議し、かつ、農業資材審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県の導入計画)

- 第五条の三 都道府県知事は、特定高性能農業機械につき、その種類ごとに、基本方針に即し、当該都道府県におけるその導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を定めることができる。
- 2 導入計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 特定高性能農業機械の導入に関する目標
 - 二 計画の期間
 - 三 特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件その他特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件の整備に関する事項
 - 四 特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項
 - 五 特定高性能農業機械を使用した農作業の安全性の確保に関する事項

六 その他特定高性能農業機械の導入に関し必要な事項

3 導入計画の内容は、当該都道府県における農業経営の動向に即して特定高性能農業機械の適切な導入を促進することにより、農業構造の改善に資するものでなければならない。

4 都道府県知事は、導入計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(導入計画と国の援助等)

第五条の四 国は、特定高性能農業機械の導入に関し、第四条に規定する資金の確保のために必要な措置を講じ、又は第五条に規定する援助を行うに当たつては、導入計画の達成に資することとなるように努めるものとする。

(実用化促進計画の認定)

第五条の五 基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施しようとする者(基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、高性能農業機械実用化促進事業に関する計画(以下「実用化促進計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該実用化促進計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 実用化促進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 高性能農業機械実用化促進事業の内容及び実施時期
 - 二 高性能農業機械実用化促進事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- 3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実用化促進計画が、次の各号に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。
 - 二 前項第二号に掲げる事項が高性能農業機械実用化促進事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- 4 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

(実用化促進計画の変更等)

第五条の六 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る実用化促進計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

- 2 農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る実用化促進計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて高性能農業機械実用化促進事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(指導及び助言)

第五条の七 国は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第五条の八 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第三章 農機具の検査

(検査)

第六条 国は、農業機械化の促進に資するため、この法律の規定により、農機具の検査を行なう。

2 前項の検査は、依頼による農機具の型式についての検査（以下「型式検査」という。）

及びその成果を確保するための事後の検査（以下「事後検査」という。）とする。

3 型式検査の実施は、研究機構に行わせるものとする。

(型式検査)

第七条 農林水産大臣は、毎年度、当該年度において型式検査を行なう農機具の種類を定めて公示しなければならない。

2 型式検査は、前項の規定による公示に係る種類に属する農機具につき、型式検査を依頼する者（本邦内に住所又は居所（法人にあつては、営業所。以下同じ。）を有しない者を含む。以下「依頼者」という。）が提出した型式の農機具の性能、構造、耐久性及び操作の難易（以下「性能等」という。）について行うものとする。

3 型式検査の主要な実施方法及び基準は、農林水産大臣が定める。

4 農林水産大臣は、前項の実施方法及び基準を定めたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

5 型式検査を依頼するため提出する農機具は、通常製造されたもののうちから抽出されたものでなければならない。

(依頼の手続)

第八条 型式検査の依頼は、研究機構に対し検査依頼書を提出してするものとする。

2 依頼者は、前項の規定により検査依頼書を提出する際、研究機構が業務方法書で定める額の手数料を研究機構に対し納付しなければならない。

(検査成績)

第八条の二 研究機構は、型式検査を実施した結果、その検査に供した農機具の型式につき、第七条第三項の基準に適合する場合には検査合格証及び検査成績表を、その他の場合には検査成績表を添えて、その依頼者に合格又は不合格を通知するとともに、その農機具の型式名、検査成績及び依頼者の氏名又は名称並びに合格を通知する場合にあつては合格番号を農林水産大臣に報告しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により合格に係る農機具の型式についての報告を受けた

ときは、その農機具の型式名、検査成績の概要、合格番号及び依頼者の氏名又は名称を公示しなければならない。

- 3 第一項の規定による通知に係る検査成績に不服がある者は、その通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内（本邦内に住所又は居所を有しない者にあつては、六十日以内）に、農林水産大臣に対し書面でこれを申し出ることができる。

(検査合格証票の添附)

第九条 依頼に係る農機具の型式が型式検査に合格し、前条第一項の規定により合格の通知を受けた者又はその一般承継人（これらの者から当該型式の農機具の製造、販売等の事業に係る営業の譲渡を受けたことその他特別の理由により農林水産大臣の承認を受けた場合には、その承認を受けた者又はその一般承継人とする。）は、当該型式の農機具に型式検査に合格したことを示す証票（以下「検査合格証票」という。）を附することができる。この場合には、当該農機具に、農林水産大臣の定める方法により、当該型式の農機具に係る前条第一項の検査成績表の写しをあわせて附さなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項本文の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 検査合格証票の様式は、農林水産大臣が定めて公示する。

第十条 農林水産大臣は、第七条第三項の基準を変更した場合において、すでに型式検査に合格した型式の農機具について、変更後の基準に基づいて型式検査を行なうとすればこれに合格する見込みがなく、かつ、これを放置すれば農業機械化の促進に支障を与えると認めるときは、当該型式の農機具について、前条第一項の規定により検査合格証票を附することができる者に対し、当該証票を附することができる期間を限定することができる。

- 2 前項の規定による処分があつた場合には、その処分を受けた者は、その限定された期間内でなければ、当該型式の農機具につき、前条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。
- 3 農林水産大臣は、第一項の規定により検査合格証票を附することができる期間を限定したときは、その期間を公示しなければならない。

(名称等の変更の届出等)

第十条の二 第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができる者は、その氏名若しくは名称又は当該農機具の型式名を変更したときは、研究機構に対し、その変更に係る事項を届け出るとともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

- 2 第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができる者が死亡し、合併し、又は分割（当該検査合格証票に係る型式の農機具の製造、輸入又は販売の事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合には、当該相続人、当該合併によつて設立し若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割により当該事業の全部を承継した法人は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、その事項が第八条の二第一項の

検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

- 3 第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査合格証及び検査成績表の交付を求めなければならない。
- 4 研究機構は、前三項の規定による請求があつた場合には、請求に係る第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の書換交付又は交付を行うとともに、第一項又は第二項の規定による請求の場合には当該届出に係る変更事項を農林水産大臣に報告しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を公示しなければならない。
- 6 第一項から第三項までの規定による請求をする者は、研究機構が業務方法書で定める額の手数料を研究機構に対し納付しなければならない。

(事後検査)

第十一條 農林水産大臣は、必要があると認める場合には、検査合格証票を附した農機具につき、隨時、事後検査を行なうことができる。

- 2 農林水産大臣は、事後検査をする場合において、必要があると認めるときは、その職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）をして第九条第一項の規定により農機具に検査合格証票を付することができる者（第四項に規定する者を除く。）の事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、当該農機具若しくはその部品を検査させ、関係者に質問させ、又は当該農機具を農林水産大臣の指定する場所に提出させることができる。ただし、農機具を指定する場所に提出させるときは、必要な費用を支払わなければならない。
- 3 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、これを関係人に呈示しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、事後検査をする場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により農機具に検査合格証票を付することができる者で本邦内に住所又は居所を有しないものに対し、その事業場、店舗若しくは倉庫において当該農機具若しくはその部品についての検査を受け、若しくは関係者が質問に応じ、又は当該農機具を農林水産大臣の指定する場所に提出することを請求することができる。ただし、農機具を指定する場所に提出させるときは、必要な費用を支払わなければならない。
- 5 前項の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける者の負担とする。

(合格の取消)

第十二条 農林水産大臣は、事後検査の結果、前条第一項の農機具の性能等が第七条第三項の基準に適合していないと認めるときは、当該農機具の型式についての型式検査の合格の決定を取り消すことができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による処分をしたときは、これを公示するとともに当該

農機具の型式につき第九条第一項の規定により検査合格証票を附することができる者にその旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定による処分があつた場合には、当該処分を受けた者は、当該処分に係る型式の農機具につき、第九条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。

(検査合格証票等の表示に関する制限)

第十二条の二 何人も、この章の規定により農機具に検査合格証票の添附をすることができる場合を除き、農機具に、検査合格証票又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

2 農機具の輸入業者は、検査合格証票又はこれに紛らわしい表示の付してある農機具でその輸入に係るものを販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、検査合格証票がこの章の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

(異議申立ての処理)

第十三条 農林水産大臣は、第十条第一項又は第十二条第一項の規定による処分についての異議申立てがあつたときは、その異議申立ての日から六十日以内に決定をし、これを異議申立人に通知しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の決定をする場合には、異議申立人に対し、あらかじめ、期日及び場所を通知して公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において、意見の聴取に際しては、異議申立人又はその代理人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

(意見聴取)

第十四条 農林水産大臣は、次に掲げる場合においては、農業資材審議会の意見を聴かなければならぬ。

- 一 第七条第一項の規定により型式検査を行う農機具の種類を定めるとき。
- 二 第七条第三項の規定により型式検査の実施方法又は基準を定め又は変更するとき。
- 三 第十二条第一項の規定により合格の決定を取り消すとき。
- 四 前条第一項の規定により異議申立てに対する決定をするとき。

(報告の徴収)

第十四条の二 農林水産大臣は、第七条第一項の規定により型式検査を行う農機具の種類を定め、又は同条第三項の規定により型式検査の実施方法若しくは基準を定め若しくは変更するため必要があるときは、農機具の製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、その製造、輸入又は販売に係る農機具の種類、型式又は数量に関し必要な報告を求めることができる。

(権限の委任)

第十四条の三 この章に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところに

より、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(農林水産省令への委任)

第十五条 この章に規定するもののほか、型式検査の手続その他この章の規定を実施するため必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四章 研究機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務

第十六条 研究機構は、農業機械化の促進に資するため、農機具の改良等に関する試験研究及び調査等並びに農機具についての検査の業務を総合的かつ効率的に行い、その試験研究及び調査の成果の普及を図ることを目的として、次の業務を行う。

- 一 農業機械化の促進に資するためにする農機具の改良に関する試験研究及び調査を行うこと。
 - 二 認定計画に係る高性能農業機械実用化促進事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。
 - 三 農業機械化適応農業資材の開発に関する試験研究及び調査を行うこと。
 - 四 型式検査の実施等第三章の規定によりその業務に属させられた事項を処理すること。
 - 五 農機具の鑑定を行うこと。
 - 六 第一号及び第三号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
 - 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項第一号に掲げる業務（高性能農業機械の開発に関するものに限る。）及び同項第三号に掲げる業務は、基本方針に従つて行うものとする。

第五章 罰則

第十七条 第十二条の二の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 第五条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

以下 略

農業機械化促進法施行令（昭和四十年六月二十一日政令第二百九号）（抄）

最終改正：平成一八年二月一日政令第一四号

内閣は、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第五条の二第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（農業機械化適応農業資材）

第一条 農業機械化促進法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める農業資材は、肥料（化学肥料を除く。）、農薬、種苗及び飼料とする。

（高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針）

第二条 法第五条の二第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、その後の五年間につき、その期間における農業経営の動向に即して定めるものとする。

（特定高性能農業機械の種類）

第三条 法第五条の二第二項第三号の政令で定める農業機械は、次に掲げるものとする。

- 一 車輪式の乗用型トラクターであつて、その原動機の連続定格出力が二十五馬力以上のもの
- 二 乗用型田植機
- 三 水田用の乗用型多目的作業機
- 四 トラクター搭載式若しくはトラクターケン引式の防除用動力散布機又は乗用型防除用動力散布機のうち、その常用回転速度及び常用圧力における薬液吐出し量が毎分三十リットル以上の動力噴霧機並びにその常用回転速度、常用風速及び常用風量における薬液吐出し量が毎分二十リットル以上のスピードスプレヤー
- 五 コンバインであつて、その刃幅が〇・八メートル以上のもの
- 六 烟作物用の収穫機（コンバイン及び次号に掲げるものを除く。）のうち、フォーレージ・ハーベスターで牧草刈取り時の刃幅が一メートル以上のもの、ポテト・ハーベスター、ビート・ハーベスター、ビーン・ハーベスター及びケーン・ハーベスター
- 七 いも類用の乗用型収穫機
- 八 野菜接ぎ木ロボット
- 九 野菜用の乗用型全自動移植機
- 十 野菜用の乗用型多目的作業機
- 十一 キャベツ用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十二 ごぼう用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十三 だいこん用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十四 ねぎ用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十五 はくさい用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十六 野菜用のほ場内乗用型運搬作業車（荷役装置を昇降させるための装置を有するものに限る。）
- 十七 ほ場内野菜残さ収集機

- 十八 野菜残さない肥化装置
- 十九 樹園地用の乗用型多目的作業機
- 二十 果樹用の電磁誘導式防除用自動散布機
- 二十一 果樹用の接触誘導式防除用自動散布機
- 二十二 簡易草地更新機

(本邦内に住所又は居所を有しない者の事業場等における検査に要する費用の負担)
第四条 法第十二条第五項 の政令で定める費用は、同条第四項 の検査のため職員が当該検査に係る事業場、店舗又は倉庫の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、その出張をする職員を二人とし、これらの職員が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号 イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとして、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、農林水産省令で定める。

以下 略

農業機械化促進法施行規則（昭和二十八年十一月二十日農林省令第六十五号）（抄）
最終改正：平成一九年四月一二日農林水産省令第三九号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第六条、第十条及び第十六条の規定に基き、農業機械化促進法施行規則を次のように定める。

（検査依頼書の様式及び添附書類）

第一条 農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号。以下「法」という。）第八条第一項の検査依頼書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

2 法第六条第二項の型式検査を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、検査依頼書を提出する場合には、これに、当該依頼に係る型式の農機具の仕様書及び図面を添附しなければならない。

（型式検査の通知）

第二条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「機構」という。）は、検査依頼書を受理したときは、型式検査を行う時期及び場所、提出すべき農機具数並びに当該農機具を搬入すべき時期及び場所を当該依頼者に通知しなければならない。

（検査合格証の様式）

第三条 法第八条の二第一項の検査合格証の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

（不服の申出）

第四条 法第八条の二第三項の書面には、次に掲げる事項を記載し、不服申出人が押印しなければならない。ただし、不服申出人が氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

- 一 不服申出人の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 不服申出に係る型式検査の依頼者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
- 三 不服申出に係る農機具の種類及び型式名
- 四 不服申出に係る検査成績の通知を受けた年月日
- 五 不服申出の趣旨及び理由
- 六 不服申出の年月日

（検査合格証票の様式）

第五条 法第九条第一項の検査合格証票の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

（営業譲渡等の承認の申請）

第六条 法第九条第一項の承認の申請は、別記様式第四号による申請書を提出してしなければならない。

（名称等の変更の届出及び書換交付の請求）

第七条 法第十条の二第一項 の規定による届出及び請求は、同項 の変更の日の翌日から起算して十五日以内（本邦内に住所又は居所（法人にあつては、営業所。以下同じ。）を有しない者にあつては、三十日以内）に、別記様式第五号による請求書を提出してしなければならない。

- 2 法第十条の二第二項 の規定による届出又は請求は、別記様式第六号による届出書又は別記様式第七号による請求書を提出してしなければならない。
- 3 法第十条の二第三項 の規定による届出及び請求は、法第九条第一項の一 般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入又は販売の事業の一部を承継した法人にあつては別記様式第八号、同項 の農林水産大臣の承認を受けた者にあつては別記様式第八号の二による請求書を提出してしなければならない。

(形状等の変更の届出)

第八条 法第九条第一項 の規定により検査合格証票を付することができる者は、当該検査合格証票を付することができる型式の農機具の形状、寸法、構造、装備、材料又は製造方法に軽微な変更を加えたときは、十五日以内（本邦内に住所又は居所を有しない者にあつては、三十日以内）に、別記様式第九号による届出書に、その変更の内容を明らかにする資料を添えて、これを機構に提出しなければならない。

- 2 機構は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

(身分を示す証票)

第九条 法第十二条第三項 の身分を示す証票は、別記様式第十号によるものとする。

(旅費の額の計算の細目)

第十条 農業機械化促進法施行令（昭和四十年政令第二百九号）第四条 の旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 検査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号 の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。
- 二 検査を実施する日数については、三日とすること。
- 三 旅費法第六条第一項 の旅行雑費については、一万円とすること。
- 四 農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項 の規定による旅費の調整を行つた場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。

(公開による意見の聴取)

第十二条 法第十三条第二項 の規定により公開による意見の聴取を行う場合には、農林水産大臣が指名する者が議長として主宰する。

- 2 議長は、農林水産省の職員のうちから説明者を指名しなければならない。
- 3 議長は、異議申立人又は説明者の発言時間を制限し、又は当該事項の範囲をこえた発言を制止することができる。

(権限の委任)

第十二条 法第十一条第一項 及び第二項 の規定による農林水産大臣の権限は、法第九条第一項 の規定により農機具に検査合格証票を付することができる者（本邦内に住所又は居所を有するものに限る。）の事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

以下 略

高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針

平成 20 年 5 月 16 日 農林水産省告示第 741 号

農業機械化促進法（昭和 28 年法律第 252 号）第 5 条の 2 第 1 項及び農業機械化促進法施行令（昭和 40 年政令第 209 号）第 2 条の規定に基づき、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を次のように定めたので、同法第 5 条の規定に基づき公表する。

農林水産大臣 若林 正俊

我が国の農業の機械化については、農業生産力の増進と農業経営の改善を図る観点から、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）等における試験研究及びその成果の実用化を促進するとともに、各種の融資、助成等の措置を通じて高性能農業機械等の計画的な導入に努めてきたところである。

一方、我が国の農業と農山漁村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能の発揮を通じ、国民の暮らしにおいて重要な役割を担っており、農業や農山漁村が持つ潜在能力を最大限に引き出すことを通じて、地域を再生し、豊かで安定した国民生活を実現することが求められている。

このような中で、経営意欲のある担い手をはじめとした農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開するためには、ロボット技術等の先端技術を積極的に活用しつつ、地域条件に応じた農畜産物の低コスト生産を可能とする革新的な生産技術体系を確立するとともに、環境負荷の低減や農業生産資材の効率利用に向けた取組を推進することが重要な課題となっており、このためには農業機械化をなお一層促進することが急務となっている。

こうした現状を踏まえ、農畜産物の生産コストの縮減を図りつつ、農作業の更なる省力化、農業生産資材の節減等に資する高性能農業機械を開発するとともに、その実用化を促進し、これを農業者等が効果的に導入することにより、農業生産力の増進と農業経営の改善を図っていくための所要の措置を講ずることとした。

以上の考えに立脚して、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定めるものとする。

第 1 研究機構が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項

1 試験研究の対象とすべき高性能農業機械

農畜産物の生産コスト縮減に資する高性能農業機械のうち次に掲げるもの

（1）農作業の更なる省力化に資する機械

先端技術の活用等を通じた、機械化が遅れている作目の生産における機械化一貫

体系の確立、一層の高能率化を実現する新たな機械化一貫体系の確立等に資する高性能農業機械

- ア いちご収穫ロボット
- イ 加工・業務用キャベツ収穫機
- ウ たまねぎ調製装置
- エ 高機動型果樹用高所作業台車
- オ 可変径式TMR成形密封装置
- カ 高精度てん菜播種機
- キ 中山間地域対応型汎用コンバイン

(2) 環境負荷の低減及び農業生産資材の効率利用に資する機械

農業生産資材の節減、地球温暖化の防止に向けた温室効果ガスの排出削減等に資する高性能農業機械

- ア 果樹用農薬飛散制御型防除機
- イ 高精度高速施肥機
- ウ 高精度畑用中耕除草機
- エ 玄米乾燥調製システム

2 試験研究の目標

(1) 農作業の更なる省力化に資する機械

- ア いちご収穫ロボット
 - ロボット技術による収穫適期の果実の選択収穫
- イ 加工・業務用キャベツ収穫機
 - 加工・業務用キャベツの高能率な収穫に要する基本技術
- ウ たまねぎ調製装置
 - たまねぎの球以外の部位の自動切除に要する基本技術
- エ 高機動型果樹用高所作業台車
 - 果樹園のせん定、摘果、収穫作業等における高能率な移動に要する基本技術
- オ 可変径式TMR成形密封装置
 - TMRの梱包量に応じたロールペール状の成形及び密封
- カ 高精度てん菜播種機
 - てん菜の高精度かつ高能率な播種
- キ 中山間地域対応型汎用コンバイン
 - 小区画ほ場における稻、麦、大豆、そば、なたね等の多様な作物の収穫に要する基本技術

(2) 環境負荷の低減及び農業生産資材の効率利用に資する機械

- ア 果樹用農薬飛散制御型防除機
 - 噴霧方向、噴霧量等の適正制御による農薬の高精度かつ高能率な散布
- イ 高精度高速施肥機
 - 作業速度及び肥料の物性に応じた散布量の適正制御による高精度かつ高能率な施肥
- ウ 高精度畑用中耕除草機

湿潤土壤条件下における高精度かつ高速での中耕除草及び培土
エ　玄米乾燥調製システム

　　高水分糀の糀すり及び玄米の乾燥に要する基本技術

3　試験研究の実施方法

(1)　委託研究及び共同研究の実施

研究機構は、2の目標を効率的に達成するため、委託研究及び共同研究を実施するものとし、開始後3年を目途に高性能農業機械等の開発を行うこととする。

(2)　研究推進体制の整備

研究機構は、研究開発体制を整備するとともに、必要に応じて、独立行政法人等の研究機関、産地等と連携協力して研究開発を推進するものとする。

第2　高性能農業機械実用化促進事業の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項

1　高性能農業機械実用化促進事業の対象とすべき高性能農業機械

研究機構が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象となつた高性能農業機械のうち、研究機構の理事長から農林水産大臣に対し、試験研究が完了し、高性能農業機械実用化促進事業の対象とすることが適當である旨の報告があつたもの

2　高性能農業機械実用化促進事業の目標

農作業の効率化又は農作業における身体の負担の軽減、かつ、農業経営の改善に資する観点から、高性能農業機械実用化促進事業の対象とされた高性能農業機械の実用化の促進及び農業者等への安定的な導入を図る。

3　高性能農業機械実用化促進事業の実施方法

(1)　事業の内容

新たに開発された高性能農業機械の実用化を促進するため、次の事業を行う。

ア　技術確立事業

(ア)　機械化栽培様式の標準化に関する調査

(イ)　高性能農業機械の普及並びにその部品の共通化及び汎用化に関する調査

イ　設備提供事業

(ア)　高性能農業機械及びその製造に用いられる金型等基本的機材の設計

(イ)　(ア)の基本的機材の農機具の製造業者に対する提供

ウ　情報提供事業

機械化栽培マニュアルその他ア及びイの事業に係る情報の提供

(2)　事業計画の作成

高性能農業機械実用化促進事業を実施しようとする者は、事業の適正かつ効率的な実施のため事業の内容及び実施時期、資金の調達方法等についての計画を作成するものとする。

第3　特定高性能農業機械の種類ごとの導入に関する目標及びその導入を効果的に行うために必要な条件に関する事項

1　特定高性能農業機械の種類ごとの導入に関する目標

特定高性能農業機械の導入は、導入する者の農業経営、地域の農業構造等の実情に応じた導入方式による計画的な導入を推進し、その性能に応じた利用規模の確保を通じた効率利用により、生産性の向上及び生産コストの低減を図り、もって農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目標とする。

2 特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件

特定高性能農業機械の導入は、その種類ごとに(1)及び(2)に掲げる条件を備え、又は備える見込みがあるときに行うものとする。

(1) 特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な共通の条件

ア 購入又はリースにより導入する場合は、別表の特定高性能農業機械の種類ごとに、それぞれの大きさに対応した利用規模の下限以上の作業面積等を確保すること。また、レンタルにより導入する場合は、作業面積等が、特定高性能農業機械の種類ごとの大きさに応じて別記により算出した1日当たり作業可能面積等以上であること。

イ 特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者がいること。

ウ 主として農業に従事している者がいる経営であって、労働時間の低減、農業所得の増加等経営改善の達成が見込まれること。

(2) 特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な種類ごとの条件

ア 車輪式の乗用型トラクターであって、その原動機の連続定格出力が25馬力以上のもの（以下「トラクター」という。）

(ア) ほ場条件

トラクターの効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

トラクターの大きさに対応して、作物の種類、機械化栽培様式、ほ場条件等に応じた利用効率の高い作業機と組み合わせて使用すること。

イ 乗用型田植機

(ア) ほ場条件

a 乗用型田植機の作業が可能な程度の硬度を有する耕盤が形成されていること。

b 乗用型田植機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

苗の必要量が円滑に供給されるよう、育苗施設等が整備されていること。

ウ 水田用の乗用型多目的作業機

(ア) ほ場条件

水田用の乗用型多目的作業機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

区画ごとに作物の条間及び生育が齊一であること。

(ウ) 関連機械施設条件

- a 苗の必要量が円滑に供給されるよう、育苗施設等が整備されていること。
- b 水田用の乗用型多目的作業機の性能に見合った給水施設が整備されているか、又は給水車が準備されていること。

エ トラクター搭載式若しくはトラクターけん引式の防除用動力散布機又は乗用型防除用動力散布機のうち、その常用回転速度及び常用圧力における薬液吐出し量が毎分 30 リットル以上の動力噴霧機並びにその常用回転速度、常用風速及び常用風量における薬液吐出し量が毎分 20 リットル以上のスピードスプレヤー（以下「防除用動力散布機」という。）

(ア) ほ場条件

防除用動力散布機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

区画ごとに作物の種類及び生育が齊一であること。

(ウ) 関連機械施設条件

- a 防除用動力散布機の性能に見合った給水施設が整備されているか又は給水車が準備されていること。
- b 動力噴霧機にあっては、これを装着できるトラクターと組合わせて利用できること。

オ コンバインであって、その刃幅が 0.8 メートル以上のもの（以下「コンバイン」という。）

(ア) ほ場条件

コンバインの効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

作物を倒伏させない栽培管理を行うこと。

(ウ) 関連機械施設条件

- a 収穫物を速やかに乾燥施設まで運搬できるよう、運搬車又は運搬用具がコンバインの能力に合わせて準備されていること。
- b コンバインの収穫量に見合った適正な規模の乾燥機又は乾燥施設が整備されていること。

カ 畑作物用の収穫機（コンバイン及びいも類用の乗用型収穫機を除く。）のうち、フォーレージ・ハーベスターで牧草刈取り時の刃幅が 1 メートル以上のもの、ポテト・ハーベスター、ビート・ハーベスター、ビーン・ハーベスター及びケーン・ハーベスター（以下「ハーベスター」という。）

(ア) ほ場条件

ハーベスターの効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

- a 区画ごとに作物の生育が齊一であること。

b ハーベスターの走行に適した畠幅又は条間が確保されていること。

(ウ) 関連機械施設条件

a 収穫作業を円滑に実施できるよう、前処理用の機械及び運搬車がハーベスターの能力に合わせて準備されていること。

b 収穫物の荷受体制が整備されていること。

キ いも類用の乗用型収穫機

(ア) ほ場条件

いも類用の乗用型収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

a 区画ごとに作物の生育が齊一であること。

b 乗用型収穫機の走行に適した畠幅又は条間が確保されていること。

(ウ) 関連機械施設条件

収穫物の荷受体制が整備されていること。

ク 野菜接ぎ木ロボット

(ア) 関連機械施設条件

a 接ぎ木株数に見合った規模で、適正な光、温度及び湿度条件を保持できる順化施設が整備されていること。

b 野菜接ぎ木ロボットを設置する施設は、床面は平らであって、野菜接ぎ木ロボット及び植付けポット自動搬送装置等の関連装置を設置するのに十分な強度を有するとともに、接ぎ木する穂木及び台木の苗箱を置くのに十分な広さを有すること。

ケ 野菜用の乗用型全自動移植機

(ア) ほ場条件

野菜用の乗用型全自動移植機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

苗の必要量が円滑に供給されるよう、育苗施設等が整備されていること。

コ 野菜用の乗用型多目的作業機

(ア) ほ場条件

野菜用の乗用型多目的作業機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

a 区画ごとに作物の生育が齊一であること。

b 作業機の走行に適した畠幅又は条間が確保されていること。

(ウ) 関連機械施設条件

野菜用の乗用型多目的作業機の性能に見合った給水施設が整備されている

か、又は給水車が準備されていること。

サ キャベツ用の収穫機（自走式のものに限る。以下同じ。）

(ア) ほ場条件

キャベツ用の収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

a 区画ごとに作物の生育が齊一であること。

b 収穫機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

シ ごぼう用の収穫機（自走式のものに限る。以下同じ。）

(ア) ほ場条件

ごぼう用の収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

a 区画ごとに作物の生育が齊一であること。

b 収穫機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

ス だいこん用の収穫機（自走式のものに限る。以下同じ。）

(ア) ほ場条件

だいこん用の収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

a 区画ごとに作物の生育が齊一であること。

b 収穫機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

セ ねぎ用の収穫機（自走式のものに限る。以下同じ。）

(ア) ほ場条件

ねぎ用の収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

a 区画ごとに作物の生育が齊一であること。

b 収穫機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

ソ はくさい用の収穫機（自走式のものに限る。以下同じ。）

(ア) ほ場条件

はくさい用の収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

a 区画ごとに作物の生育が齊一であること。

b 収穫機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

タ 野菜用のほ場内乗用型運搬作業車（荷役装置を昇降させるための装置を有する

ものに限る。以下同じ。)

(ア) ほ場条件

野菜用のほ場内乗用型運搬作業車の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

収穫物の荷受体制が整備されていること。

チ ほ場内野菜残さ収集機

(ア) ほ場条件

ほ場内野菜残さ収集機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

ほ場内野菜残さ収集機を装着するトラクター及びほ場内野菜残さ収集機の洗浄施設を有し、収集した残さを処理する機械施設等が整備されていること。

ツ 野菜残さない肥化装置

(ア) 関連機械施設条件

野菜残さない肥化装置を設置する施設は、効率的かつ安全な稼働が可能となるような十分な広さを有すること。

テ 樹園地用の乗用型多目的作業機

(ア) ほ場条件

樹園地用の乗用型多目的作業機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

樹園地用の乗用型多目的作業機の性能に見合った給水施設が整備されているか、又は給水車が準備されていること。

ト 果樹用の電磁誘導式防除用自動散布機

(ア) ほ場条件

果樹用の電磁誘導式防除用自動散布機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

区画ごとに果樹の種類がそろえられ、果樹の生育が齊一であること。

(ウ) 関連機械施設条件

果樹用の電磁誘導式防除用自動散布機の性能に見合った給水施設が整備されているか、又は給水車が準備されていること。

ナ 果樹用の接触誘導式防除用自動散布機

(ア) ほ場条件

果樹用の接触誘導式防除用自動散布機の効率的かつ安全な稼働が可能である

ような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

密植栽培園において、区画ごとに果樹の種類がそろえられ、果樹の生育が齊一であること。

(ウ) 関連機械施設条件

果樹用の接触誘導式防除用自動散布機の性能に見合った給水施設が整備されているか、又は給水車が準備されていること。

ニ 簡易草地更新機

(ア) ほ場条件

簡易草地更新機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

種子及び肥料が草地更新作業を円滑に実施できるように簡易草地更新機の能力に合わせて準備されていること。

第4 その他高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関し必要な事項

1 高性能農業機械等の開発及び実用化の促進に関する事項

- (1) 高性能農業機械等の開発に当たっては、機械の安全性の確保、女性及び高齢者にとっての操作性、部品の共通化及び汎用化並びに機械化栽培様式の標準化に配慮するとともに、外部評価の実施等を行うことにより、研究開発評価の充実を図るものとする。
- (2) 高性能農業機械実用化促進事業の実施に当たっては、機械化栽培様式の標準化を推進するとともに、部品供給の円滑化及び利用方法の周知による安全性の確保に配慮するものとする。

2 特定高性能農業機械の導入及び利用に関する事項

(1) 特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

地域に新たに導入される機械の操作及び整備に関する技能を習得させることにより、その効率的な利用を図るよう、次の事項を推進するものとする。

ア 研修ニーズに対応した研修計画の策定及び研修の実施

イ 技能認定を受けたオペレーターの活用

ウ 農業者の経営改善に必要な機械化情報の適切な提供

(2) 特定高性能農業機械の導入及び利用に際して留意すべき事項

生産コストを縮減するため、特定高性能農業機械の導入及び利用に際しては、以下の事項について留意するものとする。

ア 農業機械による燃料消費量の低減に向けた適正な点検整備及び作業方法の実践

イ 農業機械の効率的な稼働に向けたほ場外の移動時間の短縮等に資するほ場の面的集積の促進

ウ 作物及び品種の組合せ並びに作期分散技術の導入を通じた農業機械の稼働日数の確保

エ 集落営農等において農業機械を共同で利用する場合における既存の農業機械の処分、作業委託の活用等を通じた効率的な機械利用体系の構築

3 農作業の安全性の確保に関する事項

農作業事故を防止するため、農業機械の利用に関する安全性の確保を徹底することとし、次の事項を推進するものとする。

- (1) 型式検査に合格し、又は安全鑑定基準に適合した機械の導入並びにこれら機械の適正な利用及び管理
- (2) 地域の実情に応じた農作業安全管理体制の整備、農作業安全指針の策定及びその周知徹底
- (3) 農道、ほ場等の農作業環境の点検及び危険箇所の改善並びに安全で快適な農作業現場の構築
- (4) 女性、高齢農業者等の個々の安全知識や機械操作技術レベルに応じた研修・講習会の実施による安全意識の啓発
- (5) 道路交通及び雇用労働者の保護に関する関係法令等の周知徹底
- (6) 農作業事故の発生実態及びその原因の把握・分析並びにこれらの情報の効果的な活用

4 流通体制の整備に関する事項

農業者が、その農業経営の改善のため、適切な方法により農業機械を導入し、導入後のアフターケアを受けられるようにするとともに、導入後の農業機械の有効利用及び使用済み農業機械の適正処理が図られるよう、次の事項を推進するものとする。

- (1) 海外展開等を通じた効率的な農業機械の供給及び農業経営の規模等に応じた農業機械の選択に資する情報の提供
- (2) 生産コストの縮減等の観点を踏まえたリース方式、レンタル方式等の多様な導入方式の活用
- (3) 中古農業機械の流通に関する情報提供、中古農業機械を整備する者の養成及び中古農業機械の評価に関する研修の実施
- (4) 長期にわたる補修部品の安定供給の指導、農業機械修理整備施設の適切な整備及び農閑期の定期点検の実施
- (5) 使用済み農業機械に係る適正処理の推進に関する啓発及び情報の提供

別表

1 トラクターの大きさに対応した利用規模の下限

類別	トラクターの大きさ	利用規模の下限	
		田	畠
I	30 PS 級	10ha	10ha
II	40 PS 級及び 50 PS 級	15ha	15ha
III	60 PS 級、 70 PS 級及び 80 PS 級	20ha	25ha
IV	90 PS 級以上	—	30ha

2 乗用型田植機の大きさに対応した利用規模の下限

類別	田植機の大きさ	利用規模の下限
I	植付条数 4 ~ 5 条	7ha
II	植付条数 6 条	10ha
III	植付条数 8 条	15ha
IV	植付条数 10 条	20ha

3 水田用の乗用型多目的作業機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	水田用の乗用型多目的作業機の大きさ	利用規模の下限
田植・防除 ・施肥兼用	植付条数 6 条以上 薬液吐出し量 3 ℥/分以上 有効散布幅 5m 以上	10ha

4 防除用動力散布機の大きさに対応した利用規模の下限

(1) 動力噴霧機

類別	動力噴霧機の大きさ	利用規模の下限	備考
I	薬液吐出し量 30 ℥/分以上 55 ℥/分未満 有効散布幅 15m 級未満	10ha	主な利用ノズル ブームノズル又は到達距離の短いけい畔散布ノズル
II	薬液吐出し量 55 ℥/分以上 100 ℥/分未満 有効散布幅 15m 級以上	20ha	ブームノズル又はけい畔散布ノズル
III	薬液吐出し量 100 ℥/分以上 200 ℥/分未満 有効散布幅 15m 級以上	30ha	ブームノズル又はけい畔散布ノズル
IV	薬液吐出し量 200 ℥/分以上 有効散布幅 15m 級以上	40ha	ブームノズル

(2) スピードスプレヤー

類別	スピードスプレヤーの大きさ	利用規模の下限
I	薬液吐出し量 20 ℥/分以上 50 ℥/分未満	5ha
II	薬液吐出し量 50 ℥/分以上 70 ℥/分未満 風量 500 m³/分級以上	10ha
III	薬液吐出し量 70 ℥/分以上 100 ℥/分未満 風量 800 m³/分級以上	15ha
IV	薬液吐出し量 100 ℥/分以上 風量 800 m³/分級以上	20ha

5 コンバインの大きさに対応した利用規模の下限

類別	形 式	コンバイン の大きさ	利 用 規 模 の 下 限					備 考
			水 稲	麦	大 豆	そ ば	は と む ぎ	
I	自脱型	刃 幅 0.8m 以 上 1.2m 未 满	10ha	10ha	—	—	—	
II	自脱型	刃 幅 1.2m 以 上 1.6m 未 满	15ha	15ha	—	—	—	
III	自脱型	刃 幅 1.6m 以 上	20ha	20ha	—	—	—	
IV	普通型	刃 幅 0.8m 以 上 2.5m 未 满	25ha	30ha	16ha (10ha)	16ha (10ha)	16ha (10ha)	()内は水稻 又は麦で導入 したコンバイ ンを大豆、そ ば又ははとむ ぎの収穫に活 用する場合の 値
V	普通型	刃 幅 2.5m 以 上	30ha	40ha	30ha (20ha)	30ha (20ha)	30ha (20ha)	

6 ハーベスターの大きさに対応した利用規模の下限

(1) フォーレージハーベスター

種別	フォーレージハーベスターの大きさ	利用規模の下限	備考(走行方式)
I	刃幅 1.0m 以上 1.2m 未満	10ha	直装式又は半直装式
II	刃幅 1.2m 以上 1.5m 未満	15ha	けん引式、直装式又は半直装式
III	刃幅 1.5m 以上	30ha	けん引式又は直装式
IV	刃幅 2.1m 以上	130ha	乗用型

(2) ポテトハーベスター

類別	ポテトハーベスターの大きさ	利用規模の下限	備考
I	タンク容量 1,000kg 未満	15ha	けん引式又は乗用型
II	タンク容量 1,000kg 以上	20ha (15ha)	けん引式又は乗用型 ()内は食用ばれいしょの場合

(3) ビートハーベスター

類別	ビートハーベスターの大きさ	利用規模 の下限	備考	
			掘り取り条数	走行方式
I	タンク容量 1,000kg 以上	20ha	1	けん引式
II	タンク容量 2,000kg 以上	50ha	2	けん引式
III	タンク容量 2,000kg 以上	70ha	2	乗用型

(4) ビーンハーベスター

類別	ビーンハーベスターの大きさ	利用規模の下限
I	刈取条数 1 条	15ha
II	刈取条数 2 条	25ha

(5) ケーンハーベスター

類別	形 式	ケーンハーベスターの大きさ	利用規模の下限
I	全 基 式	原動機の連続定格出力 50 P S 以上	15ha
II	さい断式	原動機の連続定格出力 100 P S 未満	15ha
III	さい断式	原動機の連続定格出力 100 P S 以上	30ha

7 いも類用の乗用型収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	いも類用の乗用型収穫機 の大きさ	利用規模の下限		
		ばれいしょ	かんしょ	さといも
乗用・ 自走式	タンク容量 600kg 以上	10ha	10ha	5ha

8 野菜接ぎ木ロボットの大きさに対応した利用規模の下限

形 式	野菜接ぎ木ロボットの大きさ	利 用 規 模 の 下 限	備 考
半自動式	接ぎ木能率 700 株/時級	年間接ぎ木株数 160,000 (110,000) 株	()は植付けボ ット自動搬送装 置を併用しない 場合

9 野菜用の乗用型全自動移植機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	野菜用の乗用型全自動移植機の大きさ	利用規模の下限
乗用型全自動式	移植条数 2 条	5ha

10 野菜用の乗用型多目的作業機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	野菜用の乗用型多目的作業機の大きさ	利用規模の下限
中耕・培土・施肥・防除兼用	中耕・培土条数 3 条以上 薬液吐出し量 15 ℥/分以上 有効散布幅 8 m 以上	6ha

11 キャベツ用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	キャベツ用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数 1 条	5ha

12 ごぼう用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	ごぼう用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数 1 条	10ha

13 だいこん用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	だいこん用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数 1 条	8ha

1.4 ねぎ用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	ねぎ用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数 1 条	2ha

1.5 はくさい用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	はくさい用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数 1 条	6ha

1.6 野菜用のほ場内乗用型運搬作業車の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	野菜用のほ場内乗用型運搬作業車の大きさ	利用規模の下限
ターンホーク式	積載量 500kg 以上	5ha

1.7 ほ場内野菜残さ収集機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	ほ場内野菜残さ収集機の大きさ	利用規模の下限
けん引式	作業幅 110cm 級	5ha

1.8 野菜残さたい肥化装置の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	野菜残さたい肥化装置の大きさ	利用規模の下限（年間残さ処理量）
パッチ式	処理能力 50kg/日 以上	10,000kg
連続式	処理能力 50kg/日 以上	10,000kg

1 9 樹園地用の乗用型多目的作業機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	樹園地用の乗用型多目的作業機の大きさ	利用規模の下限
防除・運搬兼用	薬液吐出し量 30 ℥/分以上 運搬容量 100kg 以上	5ha

2 0 果樹用の電磁誘導式防除用自動散布機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	果樹用の電磁誘導式防除用自動散布機の大きさ	利用規模の下限
ケーブル誘導式	薬液吐出し量 50 ℥/分以上 風量 500 m³/分級以上	15ha

2 1 果樹用の接触誘導式防除用自動散布機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	果樹用の接触誘導式防除用自動散布機の大きさ	利用規模の下限
パイプ誘導式	薬液吐出し量 15 ℥/分以上	1.2ha

2 2 簡易草地更新機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	簡易草地更新機の大きさ	利用規模の下限
搭載式	作業幅 2m 級	20ha

注 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、作業能率と経済性を基準として算出した面積等である。

別記

$$1 \text{ 日の作業時間} \times \text{実作業率} \\ 1 \text{ 日当たり作業可能面積等} = \frac{\text{作業能率}}{\text{作業時間}}$$

注 1 実作業率は、1日の作業時間のうち圃場等内作業時間の割合である。

2 作業能率は、1ha当たりの必要作業時間である。

特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱いについて（抄）

平成20年8月7日付け20生産第2358号

各地方農政局長

沖縄総合事務局長

道府県知事 あて

生産局長

経営局長

農村振興局長 通知

農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の2第1項及び農業機械化促進法施行令（昭和40年政令第209号）第2条の規定に基づき、「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」（平成20年5月16日農林水産省告示第741号）が定められた。

これに伴い、「特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱いについて（ガイドライン）」を別紙のとおり取りまとめたので、御了知願いたい。

なお、「特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱いについて」（平成16年3月31日付け15生産第8393号経営局長、農村振興局長、生産局長通知は廃止したので、御了知願いたい。

（別紙）

特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱いについて

—ガイドライン—

平成20年8月7日

農林水産省

生産局

経営局

農村振興局

序

今般、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政への転換の一環として、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号。以下「法」という。）第5条の2第1項及び農業機械化促進法施行令（昭和40年政令第209号。以下「令」という。）第2条の規定に基づく高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針（平成20年5月16日農林水産省告示第741号。以下「基本方針」という。）の策定を行い、これに伴い、本ガイドラインを取りまとめたものである。

今後、法第5条の3の規定に基づく都道府県における特定高性能農業機械の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の策定及びその取扱いについては、基本方針に即するとともに、本ガイドラインを踏まえて行うものとする。

1 特定高性能農業機械の導入に関する内容及び運用

1-1 特定高性能農業機械の導入に関する目標

特定高性能農業機械の導入は、導入する者の農業経営、地域の農業構造等の実情に応じた導入方式による計画的な導入を推進し、その性能に応じた利用規模の確保を通じての効率的利用により、生産性の向上及び生産コストの縮減を図り、もって農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目標として行う。

1-2 特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な共通の条件に関する事項

特定高性能農業機械は、農業生産力の増進及び農業経営の改善を目標として計画的に導入することとしており、特定高性能農業機械を効果的に導入するためには、基本方針第3の2に定める導入する者の備えるべき条件、ほ場条件、栽培管理条件及び関連機械施設条件を満たす必要がある。

これらの条件は、導入の適否及び導入方法の選択に重要な影響を持つものであり、特定高性能農業機械の種類ごとに具体的な範囲が示されている。

1-2-1 特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件

特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件は、基本方針第3の2に定められているが、当該導入する者の形態別にみた条件はそれぞれ次のとおりとなる。

(1) 農業者にあっては、特定高性能農業機械の大きさに対応した利用規模の下限以上の作業面積等が確保され、特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者がいる個別経営体、協業経営体及び農業生産法人であって、経営改善の達成が見込まれること。

(2) 共同利用を行う農家集団にあっては、農業機械の共同利用を主たる目的とし、特定高性能農業機械の大きさに対応した利用規模以上の作業面積等が確保され、特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者がいる集団であって、特定高性能農業機械の利用の合理化により個別農家の経営改善が見込まれること。

(3) 農業サービス事業体（農業生産工程に係る農作業の受託を主として行う上記(1)及び(2)

以外の個別事業体（請負業者を含む。）、受託組織及び農業機械の管理運営等を直接行う農協等事業体（農業機械銀行を含む。）をいう。以下同じ。）にあっては、特定高性能農業機械の大きさに対応した利用規模以上の作業面積等の確保、特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者の確保等により、農作業を委託する農業者の経営改善が見込まれること。

1-2-2 特定高性能農業機械の利用規模の下限面積等の考え方

特定高性能農業機械の利用規模の下限面積等は、次の考え方に基づき定められている。

- (1) 購入又はリースにより導入する場合の利用規模の下限面積等は、効率的な利用が可能となる土地条件、作物栽培条件等の下での機械の作業能率から算出される作業可能面積等及び他産業並みの労賃、平均的な作業請負料金等から算出される経済的利用面積を総合的に検討して定められている。したがって、利用規模の下限は、地域の諸条件の違いにより異なるものである。
- (2) レンタルにより導入する場合の利用規模の下限面積等は、レンタル料金を適正に設定するためにある程度の利用期間を確保する必要があるので、機械の1日当たりの作業能率を基準として定められている。

1-2-3 特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者

特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者は、都道府県知事が農業機械の利用組織等におけるオペレーター若しくは受託者として活動するために必要な専門知識及び技能を修得した者として認定した者（以下「農業機械士」という。）、農業機械士に必要な知識及び技能に加え、農業機械作業の管理者、指導者等として活動するために必要な専門知識及び技能を修得した者として認定した者（以下「指導農業機械士」という。）又は農業機械士と同等の技能を有していると都道府県知事が認める者とする。

1-2-4 農業に従事している者

主として農業に従事している者は、15歳以上の農家世帯員のうち、①農業のみに従事している者及び②農業以外の仕事に従事していても、年間労働従事日数の過半を農業に従事している者とする。

1-2-5 経営改善を達成する見込み

労働時間の低減、農業所得の増加等経営改善を達成する見込みについては、特定高性能農業機械を導入しようとする農業者が別紙1の「経営改善目標の作成について」に基づいて作成した経営改善目標が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する都道府県知事が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び同法第6条に規定する市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に即し、適切であると認められることが必要である。

1-2-6 特定高性能農業機械の組織的利用

共同利用を行う農家集団（法人化前の集落営農組織を含む。（1）において同じ。）及び農業サービス事業体における特定高性能農業機械の組織的利用については、次の点に留意するものとする。

- (1) 共同利用を行う農家集団にあっては、既に所有している農業機械を含めた全体的な有効利用

についての調整があらかじめ当該集団によって行われていること。

- (2) 農業サービス事業体のうち農業機械の管理運営等を直接行う農協等事業体にあっては受託者の受託面積の拡大及び受託者の資質向上について配慮されていること。

1-3 特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な種類ごとの条件に関する事項

(略)

1-4 その他の事項

1-4-1 特定高性能農業機械の導入及び利用に関する事項

(1) 特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

農業機械作業従事者に対し必要な研修、講習等を行うことにより特定高性能農業機械の利用技能の向上を図るため、①研修ニーズに対応した研修計画の策定及び研修の実施、②技能認定を受けたオペレーターの活用及び③農業者の経営改善に必要な機械化情報の適切な提供を図ることとされているが、都道府県における運用に当たっては、次によるものとする。

ア 農業情勢の変化、農業機械化の進展等に即し、農業者に対する新技術の習得、技能の向上等の適切な研修を計画的に実施するとともに、研修の内容によっては、民間企業、農業団体等研修機関施設との連携・分担に努めるものとする。

イ 農業機械化の推進に当たっては、アの研修を終了し、特定高性能農業機械等の利用技能を有する者と認められた農業機械士等を地域農業の担い手として、特に農業機械の共同利用を推進する場合には、その管理者等として位置付ける等その技能を活用するものとする。なお、農業機械士等の養成については計画的に行うものとし、技能認定に当たっては別紙7に準ずるものとする。

ウ 農業者の経営改善に必要な機械化情報として、新しい機械の開発状況、農業機械の賃貸事業者及びその事業内容、標準化された機械化栽培様式、中古機械情報、部品供給リスト、修理整備施設体制等の情報を円滑に供給できるよう、その体制の整備に努めるものとする。

(2) 特定高性能農業機械の導入及び利用に際して留意すべき事項

特定高性能農業機械の導入及び利用に際しては、生産コストの縮減の観点から、次の点に留意するものとする。

ア 農業機械の燃料消費量の低減のための適正な点検整備及び作業方法を示した「農業機械の省エネ利用マニュアル」の普及促進を通じて、農業機械の省エネルギー利用を推進するものとする。

イ ほ場の面的集積は、ほ場間の移動時間短縮によりほ場内の作業時間が確保でき、機械の効率利用の観点から重要であるため、担い手の規模拡大等に当たっては、ほ場のまとまりに留意するものとする。

- ウ 作物及び品種の組合せや作期分散技術の導入により、農業機械の稼働日数を拡大する場合、「品目別生産コスト縮減戦略」等を参考として、集中している作業の分散をねらった結果、他の作業が集中してしまうことがないように留意して進めるものとする。
- エ 農業機械を共同で利用する場合は、1-2-6に留意し、効率的な機械利用体系の構築を図るものとする。

1-4-2 農作業の安全の確保に関する事項

農作業における機械利用が一般化する一方で、農業就業人口に占める女性、高齢者の割合が増え、高齢者等が農業機械による作業を行う機会が多くなっている。こうした中、特に高齢者による農作業事故の増加が顕著となっていることから、事故の発生実態等を踏まえた効果的な農作業安全対策の推進を図る必要がある。

このため、①型式検査に合格し、又は安全鑑定基準に適合した機械の導入並びにこれら機械の適正な利用及び管理、②地域の実情に応じた農作業安全管理体制の整備、農作業安全指針の策定及びその周知徹底、③農道、ほ場等の農作業環境の点検及び危険箇所の改善並びに安全で快適な農作業現場の構築、④女性、高齢農業者等の個々の安全知識や機械操作技術レベルに応じた研修・講習会の実施による安全意識の啓発、⑤道路交通及び雇用労働者の保護に関する関係法令等の周知徹底、⑥農作業事故の発生実態及びその原因の把握・分析並びにこれらの情報の効果的な活用を重点事項として、次のような取組の推進を図っていく必要がある。

(1) 農業機械の導入に当たっては、乗用型トラクターの安全キャブ・フレームをはじめとして、事故の防止や事故時の被害軽減に大きな効果のある安全装置等が装備された型式検査合格機や安全鑑定適合機から選択されるよう指導する。

また、安全性能に優れた機械であっても、日頃の点検整備や管理が不十分な場合には、思わず不具合が発生し、そのことが事故につながることもあることから、日常的な点検に加えて農業機械の整備等に関して一定の技術を有する者（「農業機械整備施設設置基準」（昭和44年5月31日付け44農政第2258号農林事務次官依命通知）の2の（1）のアからオまでで示された者）等による定期的な整備の実施等、適切な管理の励行を図るものとする。

(2) 事故防止のためには、農業者自身が高い安全意識を持って作業に当たることが不可欠である。

このため、都道府県や市町村等の各地域段階において、地域の農作業の特徴や事故発生の実態を踏まえた、農作業安全のための指針を策定し、その周知徹底を図る等、農業者に対するきめ細かい安全指導・啓発のための取組を行うとともに、こうした取組が効果的に行えるよう、行政機関のみならず、農業機械の流通・利用等に係る関係機関等との連携強化に向けた体制の整備を図るものとする。

(3) 農業機械による事故は、機械、作業者、作業環境の3つの要因が相まって発生するものとされている。このため、ヒヤリ・ハット情報の収集等により危険箇所を適切に把握し、地域内の危険箇所、事故多発箇所を示した危険マップの作成・配布等を通じてその周知を図るとともに、農道、ほ場等における危険箇所の改善・整備に努めることとする。また、道路上での追突事故等防止に有効な低速車マーク等の危険回避資材の農業機械への装着を指導するとともに、労働負荷が軽減された働きやすい作業環境の整備が、事故の未然防止につながることから、安全で

快適な農作業現場の構築に向けて、取組を強化するものとする。

- (4) 女性や高齢者による農業機械による作業が増加する実態を踏まえ、それぞれの作業経験や体格、体力等に応じた安全な機械操作に関する指導体制の整備を図るものとする。特に高齢農業者では、加齢による心身機能(視力、聴力、判断力等)の低下等を原因とする事故の発生が多くなっており、今後、定年帰農者の増加等によりさらなる高齢化の進展が見込まれることから、高齢者の安全意識啓発に向けた取組の充実・強化を図るものとする。
- (5) 経営面積の拡大等により、乗用型農業機械による道路走行の機会が多くなることから、農業機械が関係する交通事故が増えていることから、道路交通の安全等を目的とする道路運送車両法、道路交通法等の周知及びその順守を徹底する。また、農業経営における法人化の進展等に伴い、雇用労働者の割合が増加していることから、雇用労働者の安全確保等を義務付けた労働安全衛生法等関係法令の周知・徹底により、雇用労働者の農作業事故の防止を図るものとする。
- (6) (1) から (5) までの取組の効率的な実施のためには、農作業事故の発生実態や原因を迅速かつ正確に把握することが不可欠であることから、様々な情報源を活用して、詳細な事故情報の収集・分析に努めるとともに、それらの情報の効果的な発信により、農業者の安全意識の啓発等に活用するものとする。

1－4－3 流通体制の整備に関する事項

高性能農業機械の開発・実用化に際しては、農業機械の販売整備業における販売方法の改善等流通の合理化を図り、機械の円滑な導入を可能にする必要がある。また、コストの低減に資する中古農業機械についてはその有効活用のため円滑な流通を図り、使用済農業機械については適正処理の推進に努める必要がある。

このため、①海外展開等を通じた効率的な農業機械の供給及び農業経営の規模等に応じた農業機械の選択に資する情報の提供、②生産コストの縮減等の観点を踏まえたリース方式、レンタル方式等の多様な導入方式の活用、③中古農業機械の流通に関する情報提供、中古農業機械を整備する者の養成及び中古農業機械の評価に関する研修の実施、④長期にわたる補修部品の安定供給の指導、農業機械修理整備施設の適切な整備及び農閑期の定期点検の実施、⑤使用済み農業機械に係る適正処理の推進に関する啓発及び情報の提供を図ることとされているが、都道府県における運用に当たっては、次によるものとする。

- (1) 農業機械は、機能や装備により価格が大きく異なっており、農業機械費の低減の観点から、農業経営の規模等に応じ、機能を絞った低価格な農業機械の選択を推進するものとする。特に、海外展開等を通じて生産されている農業機械は、機能を絞った低価格なものとなっているため、農業機械の選択肢を広げる観点からも流通業者に対し、これらの低価格な農業機械の情報提供に努めるよう指導するものとする。
- (2) 生産コストの縮減、特に農業機械費の低減の観点から、流通業者に対し、機械の購入、リース方式又はレンタル方式による借り入れなど、機械の導入方式に関する情報提供に努めるよう指

導するものとする。

(3) 機械の長期利用によるコストの低減及び資源の有効利用の観点から、中古農業機械の活用を図ることが重要であるが、農業者等の適切な農業機械の導入に資するため、中古農業機械の所在、機種、価格等に関する情報等の提供を行うとともに、農業機械の修理・整備業者の整備・評価技能の向上を目的とした研修を別紙8の1に留意の上実施するよう努めるものとする。

(4) 農業機械費の低減や作業中の故障における経営リスクの軽減を図るため、補修部品の迅速かつ長期にわたる供給、整備体制の充実による農業機械の使用年数の長期化及び農業機械の高性能化・大型化に対応した修理施設の整備について、修理整備業者等への指導に努めるとともに、農業者への農閑期の点検整備の実施を推進するものとする。

なお、修理施設の整備については農業機械整備施設設置基準（昭和44年5月31日付け44農政第2258号農林事務次官依命通知。以下「設置基準」という。）によるものとし、知事による整備施設の認定方法等については別紙8の2に準じるものとする。

(5) 生活環境の保全及び資源の有効利用を図るため、農業者及び農業機械の販売整備業者に対し使用済農業機械が確実に適正処理されるように意識啓発を行うとともに、廃棄物の処理に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

2 導入計画の策定に当たっての指導体制等について

2-1 指導体制の整備等

都道府県は、基本方針の趣旨に沿って特定高性能農業機械の導入の在り方を吟味し、その導入の適正化と農作業の安全性の確保が図られるよう、市町村、農業関係団体、生産組織、農業者、農業機械販売業者等に対する指導体制を強化し、その指導に万全を期するものとする。

2-2 国の援助等

地方農政局長（北海道にあっては農林水産省の関係内局の長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、補助事業又は制度融資を行うに当たっては、法第5条の4の趣旨に沿って導入計画の達成に配慮するものとする。

3 導入計画の策定について

都道府県知事は、地域の農業事情に応じて特定高性能農業機械の適正な導入利用を図るため、基本方針に即して速やかに導入計画を策定し、きめ細かな指導を行う必要がある。その際には次の点に留意し、その様式については別紙9を参考とするものとする。

3-1 基本的な考え方の明確化

都道府県の農業の動向等に応じた特定高性能農業機械の導入利用に関する基本的な考え方を明らかにし、導入利用の適正化と農作業の安全性の確保を推進するものとする。

3-2 導入計画を策定する機種

導入計画の策定は、原則として令第3条に規定する特定高性能農業機械について行うが、都道府県の農業の動向を踏まえ、今後の農業の発展を図る上で特に重要と考えられる農業機械についても、導入計画を策定することができるものとする。

3-3 導入計画の内容

国が示す各種の技術指針及び試験研究成果、都道府県の農業関係試験研究機関等の試験及び調査の結果、農業者等の使用事例等を十分活用し、各種農業振興計画との整合性に留意しつつ定めるものとする。

3-4 利用規模の下限

主な農業地域ごとに当該地域の土地条件、作物栽培条件、作業請負料金等を総合的に検討し、基本方針に準じて各機種ごとに定めるものとする。

3-5 関係機関、関係団体等との連携

導入計画を定めるに当たっては、関係機関、関係団体、学識経験者等と十分な連絡・検討を行うとともに、その内容について地方農政局（北海道にあっては農林水産省生産局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）の意見を聞くものとする。

3-6 報告事項

都道府県知事は、導入計画を定め、これを公表したときは、遅滞なく地方農政局長（北海道にあっては農林水産省生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

また、報告を受けた地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、遅滞なく農林水産省生産局長に報告するものとする。

4 導入計画の取扱いについて

4-1 配慮事項

4-1-1 補助事業の事業計画の認定

都道府県知事は補助事業の事業計画の認定等に当たっては、その内容が導入計画に即したものとなるよう、特に、導入計画に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限をその審査の基準とする

とともに、農業機械の操作に必要な技能を有する者の確保等、次の事項に配慮することとする。

- (1) 管理運営主体における管理者及び農業機械作業従事者が農業機械利用研修の受講経験を有する等高度な機械利用技能を有すると認められる者であるかどうか。
- (2) 農作業安全対策を実施している都道府県にあっては、農業機械士等の活用が図られる体制にあるかどうか。
- (3) 利用計画が、特定高性能農業機械導入計画に示された関連機械施設条件を満たすものであるかどうか。
- (4) 個人所有の機械を含めた既導入機械との利用調整が図られているかどうか。

4-1-2 審査の適正化

農業機械の導入が補助事業によって行われる場合にあっては、「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」(昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知)によるものとする。

4-1-3 農業機械の選定

指導体制の強化に当たっては、「「補助事業及び制度資金によって導入される農業機械の選定について」の適用について」(昭和52年10月28日付け52農蚕第5633号農蚕園芸局長通知)の別紙に定める指導体制を活用することとする。

4-1-4 制度資金の借入希望者の経営改善計画

都道府県知事は、制度資金の借入希望者の経営改善計画の承認、融資機関に対する利子補給の承認等に当たっては、農業機械の導入が過大投資とならないよう導入計画の利用規模の下限面積を参考とすること。この場合、利用規模の下限の判断に当たっては、借入希望者の農業経営、土地条件等地域の農業構造の実情を勘案しつつ、当該機械の導入に係る経営部門の経営規模、経営全体での労働配分を含めた作業効率等、当該機械の導入に伴う利用の効率性を総合的に検討し、生産性の向上と生産コストの縮減を図ることによって農業経営の改善に資するかどうかを踏まえて判断するものとする。

4-1-5 制度資金の借入希望者の農作業受託計画

制度資金の借入希望者が農作業受託計画を有するときは、あらかじめ経営改善計画、借入申込書等において、経営耕地面積のほか、導入される機械の利用に係る農作業受託面積を記載させること等により当該機械の利用面積を把握するものとする。

4-2 計画の周知

都道府県知事は、導入計画の達成のため、策定された導入計画を関係機関、関係団体等に十分周

知させるとともに、市町村、農業関係団体、生産組織、農業者、農業機械販売業者等に対する指導体制を強化し、その指導に万全を期すものとする。

4-3 その他の農業機械の導入の指導について

都道府県知事は、導入計画を策定した機種以外の農業機械についても、導入計画の趣旨を踏まえ、利用規模の目安を示す等により、適正な導入及び利用が図られるよう指導するものとする。

昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号
最終改正平成18年12月18日付け18生産第2103号

地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

殿

構造改善局長
農蚕園芸局長
畜産局長
食品流通局長
林野庁長官

補助事業等により導入する農業機械に係る審査の適正化等について

各種の補助事業により農業機械を導入するに当たっては、従来から導入しようとする農業機械の利用計画等がそれぞれ事業の導入目的、利用条件等に合致したものとなるよう審査の適正化等の指導を行ってきたところであるが、昭和59年6月30日付け行管甲第127号をもって行政管理庁から農林水産省に対し農業機械に関する行政監察の結果に基づく勧告されたところである。

については、今後補助事業により導入する農業機械の適正な導入、効率的な利用の確保等を図るため、特に下記の事項に留意し、管内都府県の指導につき遺憾のないようになされたい。

記

1 国から補助金及び交付金の交付を受けて行う事業（以下「補助事業等」という。） により導入する農業機械の利用面積の審査の適正化

従来から特定高性能農業機械の導入を伴う各種の補助事業等の事業計画の認定等に当たっては、その内容が、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の2に基づき農林水産大臣が定めた高性能農業機械等の試験研究、実用化的促進及び導入に関する基本方針に即して、同法第5条の3に基づき都道府県知事が策定した特定高性能農業機械の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）に即したものとなるよう、特に、利用規模の下限面積（以下「下限面積」という。）

を満たすものであるかどうかを確認するよう指導してきたところであるが、今回、その主旨の一層の徹底を期するため、今後、補助事業等により農業機械を導入するに当たっては、導入計画に定めた機種別、類別ごとの下限面積を審査の基準とすることとし、これにより一層審査を適正に行うこと。

また、導入計画に定められていない農業機械を導入しようとする場合においても、当該機械の利用面積等その利用計画の十分な審査を行うこと。

2 補助事業等により導入する農業機械に係る諸条件の審査の適正化

補助事業等により農業機械を導入するに当たっては、補助事業等の目的等に即し、農業機械の適正な導入等を図るため、農業機械の利用技能を有する者の確保等組織的利用に関する事項、機械利用ほ場のまとまり等ほ場条件及び栽培方法等栽培管理条件について審査の徹底に努めるとともに、特に、転作のための共同利用機械を導入する場合においては、米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に基づく地域水田農業ビジョンとの整合性に配慮しつつ、導入機械の利用計画面積に占める転作田の割合等の審査を今後とも適正に行うこと。

また、既導入機械との調整を励行させるとともに、事業計画の審査に当たって、その調整状況を確認すること。

3 補助事業等により導入した農業機械の利用の確保

農業機械の効率的な利用を図るため、利用計画に即した利用の確保が図られるよう指導の徹底に努めるとともに、特定高性能農業機械等について利用実績が低い場合には、事業主体に対し、自主的に改善方法等を講じさせるよう指導すること。

※施行元について、林野庁長官は、内閣府沖縄総合事務局長への発出元になっている。

農業用機械施設補助の整理合理化について

〔57予第401号
昭和57年4月5日
農林水産事務次官依命通知〕

改正 昭和60年4月5日60予第283号
改正 昭和62年5月20日62予第387号
改正 平成5年3月31日5予第184号
改正 平成9年4月1日9予第216号
最終改正 平成14年4月1日13予第535号

昨今、行財政の合理化、効率化の見地から補助金等の整理合理化について強い要請があり、農業助成についても、補助金等の整理、統合・メニュー化、補助内容の見直し・重点化等が求められている。また、行政においても、昭和56年8月25日に「行財政改革に関する当面の基本方針」が閣議決定され、その中において補助金等の整理合理化の方向が示されたところである。

このような状況に対処するため、農林水産省においては、昭和57年度予算において補助金等を大幅に統合・メニュー化する等補助金等についての見直しを行ってきたところであるが、この度その一環として、農業用機械施設補助について補助対象の重点化等の観点からより一層の整理合理化と補助対象の明確化を図ることとし、下記の通り補助対象とする範囲の基準を定めたので、御了知の上、趣旨の徹底と事業の円滑な遂行に遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い、各補助事業の実施要領等に、農業用機械設備の補助についてはこの通達による旨を規定することとされたので、留意されたい。

これと関連して、農林漁業金融公庫の主務大臣指定施設資金のうち農業用機械施設に対する融資枠を増加することとされたので、申し添える。

また、この通達の制定に伴い、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和54年4月3日付け54予第265号農林水産大臣官房長通達）は廃止したので、御了知ありたい。

おつて、貴管内の都府県知事には、貴職から通知されたい。

以上、命により通知する。

記

- 1 農業用機械のうち、トラクターその他の汎用作業機械等の個別経営になじむ機械については、補助対象としない。その他の農業用機械については、地域における普及度等を考慮して対象作目等ごとに関係局庁の長が別に定める共同利用機械に限り補助対象とする。
- 2 農業用施設のうち、温室、畜舎、サイロ、果樹棚等の個別経営になじむ施設については、補助対象としない。ただし、当該施設が実験展示又はモデル・パイロット的なもの等特別の事由があるもので、関係局庁の長が別に定める共同利用施設に限り補助対象とする。
- 3 1及び2にかかわらず、農用地造成により創出された大規模経営に係る機械施設及び公共育成牧場に係る共同利用の機械施設は、補助対象とする。
- 4 1及び2にかかわらず、地域による機械施設の普及度等を考慮し、次の事業に係る共同利用機械施設は、補助対象とする。
 - (1) 沖縄、南西諸島対策事業
 - (2) 活動火山対策事業
 - (3) アイヌ農林漁業対策事業